

## 訂正とお詫び

【本試験モデル答練】のご受講をありがとうございます。

さて、解説の記述につき、下記の箇所において訂正が判明致しました。

誠に申し訳ございません。

お手数とご迷惑をお掛け致しますが、お手元のテキストを修正していただけますように宜しく  
お願い致します。

### 【ファイナル編 第1回（択一1午前科目）】

頁数	場所	誤	正
問題 P 21	第21問1 右記のと おり差替	1 親権を行う者は、監護及び教育をするに当たっては、子の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならず、かつ、体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。	
解説 P 21	第21問1 右記のと おり差替	1 正しい。親権を行う者は、監護及び教育をするに当たっては、子の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならず、かつ、体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない（821-令和4年12月16日施行）。なお、「親権を行う者は、監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる」とする懲戒権に関する規定（旧民法 822 条）は削除された。	